

2013年11月28日

「食品表示基準の検討について」に関するコメントペーパー

日本生活協同組合連合会
品質保証本部
安全政策推進部
鬼武一夫

(4ページ)

1. 食品表示部会調査会における審議の進め方（案）に関するコメント

- ・ 食品表示部会には運営規定がある以上、たとえ食品表示部会調査会は temporary（一時的）なものであったとしても、有益な、かつ効率的な運営を行い、成果をあげるために、食品表示部会調査会の運営規定を明確にすべきである。
- ・ 特に、少なくとも terms of reference（委任事項）、および食品表示部会と食品表示部会調査会との関係、例えば議決の優先性はどちらにあるのかが定められるべきである。また、委員が各調査会に公平に、かつ適切に配置されることが重要である（参加する委員に発言権および採択に関する権限があること）。
- ・ 調査会も含め、今後行われる食品表示基準の検討に関しては、関与者の参考意見を十分に聞かずに審議できないものも出てくるであろうと考える。必要に応じて参考人招致を認めていただきたい（前回意見が出ていたが、重要なことであり重ねてここで要望する）。
- ・ 配布資料に関してはできる限り早い段階でいただきたい。技術的な内容を討議するに際して前日（8時 PM）に委員配布（暫定版）されたのであれば、十分な議論はできない。また、今後設置される予定の3つの調査会に係る配布資料に関してはすべての部会委員に配布するのか、調査会メンバーのみなのか明確にしていきたい。

2. 調査会による審議**・ 栄養表示調査会の主な審議事項に関するコメント****(1) 審議の進め方に関して**

審議に当たってはまず食品全体に適用する基本的な表示項目を定め、その後それぞれの特性等を勘案して生鮮食品、業務用食品および加工食品に見合った表示項目を定めるべきである。

(2) 表示方法（100g（100ml）当たりとするのか、1包装当たりとするのかなど）に関して

表示方法はこれ以外にも存在する。コーデックスや諸外国で規定されている one serving（1食量）当たりの表示は、消費者にわかりやすく、活用しやすい。この場合、1包装当たりの serving 量および one serving の g(ml)数の表示が伴う。

(3) 主な審議事項に関して

主な審議事項には、front-of-pack（商品の表面にアイコンなどでカロリーなどをわかりやすくしたもの）表示も含めるべきである。EUにおいては新しい表示制度の下で、front-of-pack表示が認められた。また米国においても front-of-pack 表示の検討が行われている。

・生鮮食品・業務用食品調査会と加工食品調査会の審議事項に関するコメント

- (1) 生鮮食品・業務用食品および加工食品の表示事項に共通する事項は数多く存在する。従って審議にあたっては、まず食品全体に適用する基本的な表示項目を定め、その後それぞれの特性等を勘案して生鮮食品、業務用食品および加工食品に見合った表示項目を定めるべきである。
- (2) 生鮮食品・業務用食品調査会の主な審議事項に挙げられている業者間取引における表示対象・表示方法の整理、添加物の表示事項・表示方法は、加工食品調査会においてもきわめて重要な審議事項である。
- (3) また、加工食品調査会の主な審議事項に挙げられている表示義務者の考え方の整理、インスタ販売に係る表示事項の取り扱いについての検討、レイアウト、文字の大きさの検討（製造所固有記号制度についての検討を含む）、アレルギー表示（代替表記等の見直し、表示方法（個別表示、一括表示など）の整理）は、生鮮食品・業務用食品調査会においても重要な審議事項である。

(5 ページ)

3. (参考) 食品表示部会調査会における審議の主な位置づけ (案) に関するコメント

一覧表になって、審議の位置づけが明確になったようであるが、適切な表ではない。

「どの調査会」が「どの検討課題を議題とするのか」のマトリックス表を作れば（たとえば以下）、全体の審議の進め方がより明確になるであろう。

検討課題	栄養表示	生鮮食品 ・業務用食品	加工食品
対象成分	○	※	※
表示方法	○	※	※
栄養表示			
対象食品	○	※	※
対象事業者	○	※	※
強調表示	○	※	※
業者間取引における表示対象・表示方法の整理		○	
JAS 法の個別品質表示基準の整理・統合		○	○
添加物の表示事項・表示方法		○	
用語の統一		○	○
生鮮食品と加工食品の整理を踏まえた食品の取り扱いの変更に伴う表示基準の適用関係の整理		○	
表示義務者の考え方の整理			○
インスタ販売に係る表示事項の取り扱いについての検討			○
レイアウト、文字の大きさの検討			○
アレルギー表示（代替表記の見直し、表示方法）			○

※ ○が各調査会における検討課題となっているが、実際は○の範囲は拡大する（例えば、栄養表示は生鮮食品、加工食品にも○（※印）となる）

しかし、すべての食品をカバーする食品表示法の本質からすれば、以下のようにになると考えられる。即ち、アレルギー表示は、包装されないで販売される食品においてもきわめて重要である。

		包装されて販売される食品		包装されないで販売される食品（例えば、対面量り売り食品）
		事前包装された食品 (prepackaged foods)	事前包装されていない食品 (例えば、in store 包装食品)	
栄養表示	対象成分			
	表示方法			
	対象食品			
	対象事業者			
	強調表示			
業者間取引における表示対象・表示方法の整理				
JAS 法の個別品質表示基準の整理・統合				
添加物の表示事項・表示方法				
用語の統一				
生鮮食品と加工食品の整理を踏まえた食品の取り扱いの変更に伴う表示基準の適用関係の整理				
インスタ販売に係る表示事項の取り扱いについての検討				
レイアウト、文字の大きさの検討（製造所固有記号制度についての検討を含む）				
アレルギー表示（代替表記の見直し、表示方法）				

このような枠組みにおいて、必要あれば加工食品と生鮮食品の区分を行ってもよい。

(7 ページ)

4. 食品表示基準に係わる区分の検討についてに関するコメント

食品表示法第四条において、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。）は、食品衛生法施行規則の定義（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められた起源を示す年月日をいう。）と異なるが、後者（括弧内の定義）は破棄するのか？どちらを優先するのか、もしくはどのように使い分けるのか。

(8 ページ)

5. 現行の「食品」の区分に関するコメント

「生鮮食品は、比較的容易に、それら（原材料など）の情報を得ることができる」と述べられている

るが、鮮魚の盛り合わせなどの場合、そのように言えるか。

(9 ページ)

6. 食品表示基準に係る「食品」の区分（案）に関するコメント

食品表示法

- 食品の区分については、「加工食品」「生鮮食品」「添加物」の3つに区分する。に関してどのような根拠でこのような区分になるのか？
別の区分もあるのではないかと消費者にとって「添加物」は別として、「加工食品」と「生鮮食品」の区分の意味はあるのか。

添加物の説明が行われている（食品を保存、着色、香り付けするなど…）が、10 ページに記載の定義を述べるべきである。

<添加物の例>の記述があるが、どこから引用したのか。厚労省の基準では、指定添加物の場合、種類ではなく分類である、また、焼ミョウバンは硫酸アルミニウムカリウムの乾燥物の別名表記ではあるが、あまり一般的ではない。

(10 ページ)

7. 食品表示基準の食品区分の定義について（案）に関するコメント

- ・食品区分の定義ではなく、正確には「加工食品」および「生鮮食品」の定義ではないか。
- ・“JAS 法の品質表示基準における定義が前述の「加工食品」「生鮮食品」の特性等を踏まえたものとなっていることから、食品表示基準に引き継ぐこととする。”と記述されているが、「加工」「製造」の現行の定義の妥当性を含め、「加工食品」および「生鮮食品」の定義を見直すべきである。殺菌、冷凍、冷蔵はどのようになるのか。また、国際的な定義とのハーモナイゼーションも考慮すべきであろう。例えば、Codex（コーデックス食品規格委員会）では frozen fish は fresh fish ではない。
- ・“「添加物」の定義については、既に食品表示法において規定されている。”と述べられているが、定義が述べられているのは食品衛生法ではないか。
- ・食品区分の方法は、別にもある。
- ・食品区分の定義が判り難い。また、以下のような食品はどうなるのか
 - ー 例えば、製造又は加工に類した用語として生産、処理などの言葉が用いられるが、これはどう解釈されるのか。
 - ー 生乳は生鮮食品と考えられるが、消費者に販売される牛乳は、すべて殺菌もしくは滅菌されているが、このような処理された乳は加工食品か。現在加工乳という用語がある（乳等省令）。
 - ー 防かび剤を用いて、あるいは用いずに表面コーティングされた柑橘類は加工食品か。
 - ー 小売店の対面で、量り売りで販売される総菜類は加工食品と定義されることになるが、このような定義はなじむのか。
 - ー 包装された弁当類もこの定義からすれば、加工食品になるが、消費者どう受け止めるであろうか。
- ・食品区分の定義の中で述べられている「別に定めるもの」を提示すべきである。

(11 ページ)

8. 「業務用食品」に係わる現行のルールについてに関するコメント

JAS 法に、「業務用生鮮食品」と「業務用加工食品」という用語とその定義が存在するが、「業務用食品」という法令上の定義は存在しないのではないか。

9. その他 偽装について

ホテル等の料理メニューにおける使用食材の不適切な表示を発端とする一連の食品表示問題が大きな社会問題となっている。法律的に見ると日本の食品表示法（6 月公布）では偽装に関する規定はなく、3 章「不適正な表示に対する措置」において食品表示基準に合致しているかについての規定が書かれているが、偽装を想定したものではない。海外では（コーデックスをはじめとして、米国やカナダ、EU など）禁止事項等に規定がされており、日本においてもすべての食品を包括的にカバーする食品表示法に照らし食品表示基準の横断的部分に adulteration（混ぜ物をする、不純物）、misleading labelling（誤認させる表示）に関する規定を設けるといえるのはどうか。

以上